

## 【参考資料】 自然再生の推進（自然再生推進法）

平成 15 年 1 月に施行された自然再生推進法においては、取り戻すべき自然環境として、里地、里山等の二次的自然を対象としている。また、自然環境の再生、創出だけでなく、保全や維持管理も自然再生の行為として含めている。

同年 4 月に閣議決定された自然再生基本方針においても、二次的自然環境の状況や農林水産業と自然再生との関わりについて記述されている。

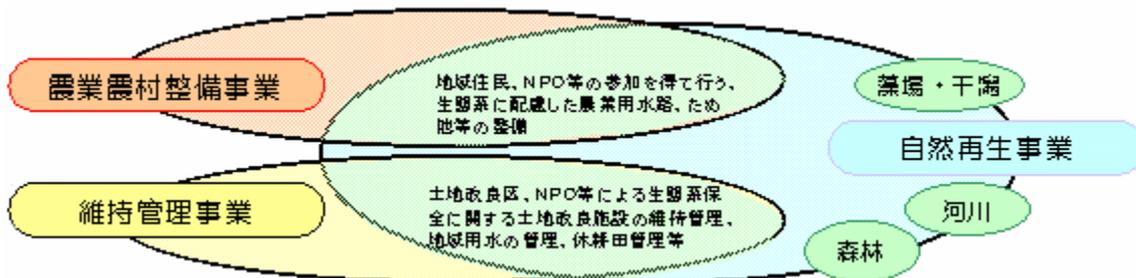
自然再生の取組については、農林水産省における自然との共生及び環境との調和に配慮した施行の連携により、相乗的な効果の発揮が期待される。

### 【解説】

自然再生事業とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われる事業であり、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を対象とする。

保 全：良好な自然環境を積極的に維持する行為  
再 生：自然環境が損なわれた地域において、損なわれた自然環境を取り戻す行為  
創 出：自然環境が失われた地域において、地域の自然生態系を取り戻す行為  
維持管理：再生された自然環境の状態を、長期間にわたり維持するために必要な管理を行う行為

### 自然再生事業と農業農村整備事業の関係



### 自然再生基本方針

#### 1、自然再生の推進に関する基本方向

(1) わが国の自然環境を取り巻く状況  
(略)

また、自然に対する人為の働きかけによって維持されてきた里地里山等における二次的な自然環境の質も、生活・生産様式の変化、人口の減少など、社会経済の変化に伴い、その働きかけが縮小撤退することにより変化してきました。

このように、直接間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響等によって、自然海岸や干潟、湿原などが減少しているほか、人工林や二次林の手入れ不足、耕作放棄地の拡大等により、わが国の生態系の質の劣化が進んでおり、メダカに代表される身近な野生生物の絶滅のおそれが高まるなど、わが国の自然環境は大きく変化しています。

#### 2 自然再生の方向性

ア～オ(略)

カ その他自然再生の実施に必要な事項  
(略)

さらに、自然再生を効果的に進めるためには、農林水産業は本来、自然の物質循環機能に依存した持続的な生産活動であり、里地里山等の二次的自然の形成に寄与してきたことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農業や化学肥料などの使用の削減等による環境に配慮した農業生産活動や水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進することが必要です。また、長年にわたって自然環境と共存して活動してきた農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重しながら進めることが重要です。

## ミティゲーション5原則の考え方

環境との調和に配慮する対策を選定する場合には、ミティゲーション5原則により実施することを基本とする。また、ミティゲーション5原則の適用に当たっては、保全対象生物の生息・生育環境の保全等の観点から、実施の可能性を回避から順次検討する。

### 【解説】

農業農村整備事業における環境との調和に配慮する対策は、ミティゲーション5原則により選定することを基本とする。ミティゲーション5原則の適用に当たっては、農業生産性の向上等の事業目的の確保を前提とし、保全対象生物の生活史を踏まえた上で、保全対象生物の生息・生育環境の保全、事業への影響や費用、維持管理等の観点から、自然状態での生息・生育環境の保全（回避）が可能かどうかを十分検討し、それが不可能な場合は実施の可能性を順次検討し、最も適当なものを選定する。なお、代償は検討の結果やむを得ない場合にのみ適用する。

#### 【回避】行為の全体又は一部を実行しないこと

(例)良好な環境を有している区域について、整備を実施せず現状のまま保全

#### 【低減】

##### 【最小化】

行為の実施の程度または規模を制限すること

(例)既存水路を水生生物の生息・生育が可能な自然石及び自然木を利用した護岸とし、影響を最小化

##### 【修正】

影響を受けた環境そのものを修復、復興又は回復すること

(例)河川から水田までの水のネットワークが確保されるよう、既存水路の改修に合わせ落差工に魚道を設置、さらに、水田と排水路の連続性が確保されるよう落差を解消

##### 【影響の軽減 / 除去】

行為期間、環境を保護及び維持管理すること

(例)生物の避難場所を残すなど生態系に配慮した施工範囲を検討し、段階的に施工

#### 【代償】

代償の資源又は環境を置換または提供すること

(例)多様な生物が生息・生育する環境の代償として、保全池等を工事区域外に設置し、同等の環境を確保

## 田園環境整備マスタープラン

田園環境整備マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）は、中長期的な地域環境のあり方や事業実施に際しての環境配慮の基本方針等を取りまとめたものである。

また、マスタープランは、農業農村整備事業の実施に先立ち、農家を含む地域住民や有識者の参画により市町村毎に策定されることから、事業計画策定のための調査、環境配慮対策の検討、地域の望ましい環境の姿等を検討する際には、これを踏まえて効率的な実施を図る。

なお、マスタープランにおいては、「環境創造区域」及び「環境配慮区域」を設定する。環境創造区域では、自然と共生する環境の積極的な創造を図る。

### 【解説】

#### 1. マスタープランの概要

(1) 適切な環境配慮対策を実施するためには、中長期的な展望を持ちつつ地域的な広がりの中で整合性を確保した対応が必要である。このため、農業農村整備事業の実施に当たっては、地域の環境特性等を踏まえて、環境との調和への配慮に係る基本的な方針をまとめたマスタープランの策定が条件となった。

(2) マスタープランは、事業採択に先立ち策定されるものであり、地域の環境概況、現状と課題、将来的な地域環境のあり方、事業による整備に当たっての環境配慮のあり方等の基本事項を取りまとめるとともに、環境創造区域（自然と共生する環境を積極的に創造する区域）及び環境配慮区域（環境への影響緩和等について配慮した工事を実施する区域）を設定する。

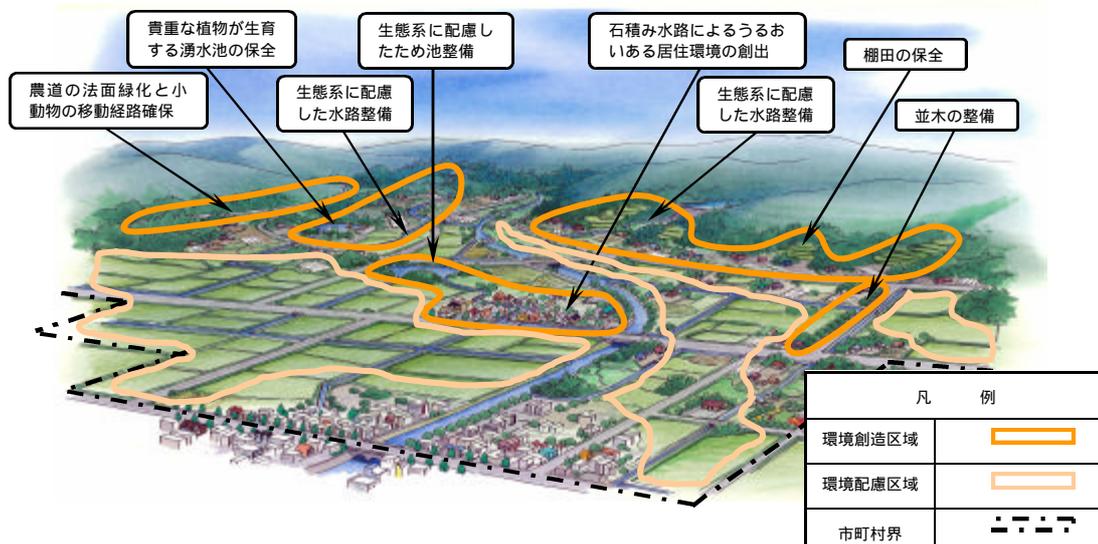
マスタープランの作成に当たっては、他府省等が作成した他の基本計画も参考に策定する。

なお、農村地域の環境配慮に関する基本計画には、農村環境計画等がある。

#### 2. マスタープラン策定の留意点

マスタープランの策定に際しては、地域環境概況の把握・整理、現況の土地改良施設が地域環境に対し果たしている役割、地域環境との調和の状況の評価、課題の抽出、住民意向の集約（アンケート、座談会等）、有識者の意見集約等を行う。

### 田園環境整備マスタープランの例



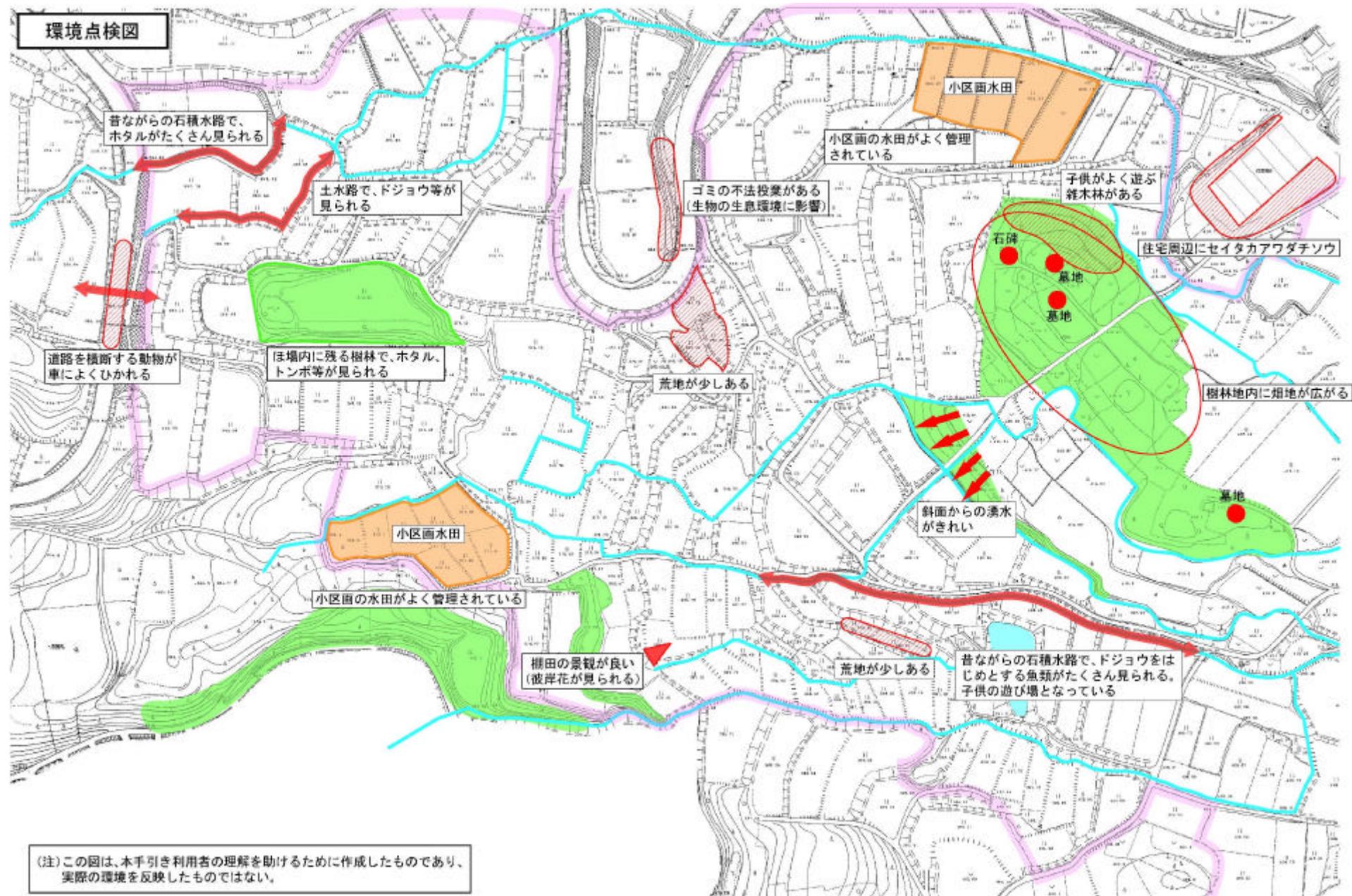
ほ場と周辺環境の連続性



農村地域の植物



# 環境点検図



(注)この図は、本手引き利用者の理解を助けるために作成したものであり、実際の環境を反映したものではない。